

議第 17 号議案

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年 9 月 19 日提出

提出者	新座市議会議員	小野	大輔
賛成者	〃	高邑	朋矢
	〃	亀田	博子
	〃	辻	実樹
	〃	石島	陽子
	〃	笠原	進

提 案 理 由

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求めるため、この案を提出する。

## 柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書

化学物質過敏症が2009年に病名リストに追加され、保険適用となって以降、病名については社会的認知がされてきていますが、その病状に対する理解は不十分な状況が見られます。最近では、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料の成分に起因し、頭痛・吐き気等の健康被害を訴える人が増えていきます。自分自身が使わなくても、他人が使っているものに反応し、学校や職場に行けなくなるなど状況は深刻です。2017年、特定非営利活動法人日本消費者連盟が開設した「香害110番」には2日間で213件もの相談や苦情が寄せられました。日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改定し、商品の容器包装等に適正使用量を守る旨の表示をすることとなりましたが、問題は使用量のみでなく、製品成分が消費者に知らされていないことです。

欧州連合（EU）では、化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種について物質名を表示するように定め、量も規制しています。また、多国籍企業ユニリーバでは、アメリカ法人もヨーロッパの法人も自社のパーソナルケア製品の香料・原料成分の情報を開示することとしています。

埼玉県では、香料自粛を求める「香りのエチケット」のポスターを作成し、県内自治体に配布しています。当市もそれを受けて公共施設にポスターを掲示し、啓発に取り組んでいます。日本においても国民の健康を守るために、香料成分の表示等、香料の安全性に対する実効性ある法的規制を行うべきです。子どもたちにとっても、誰にとっても安心して暮らすことができるよう以下の点を求めます。

### 記

- 1 柔軟仕上げ剤等の香料の成分に起因し、健康被害が出て苦しんでいる人がいることの周知徹底と、香料自粛の啓発をすること。
- 2 柔軟仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とすること。
- 3 香料の成分表示を義務付けること。
- 4 独立行政法人国民生活センターに被害の状況に合わせた専門窓口を設置するとともに、都道府県においても相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様

経済産業大臣 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 様